

令和7年4月15日
担当課名：経営戦略部契約検査課
担 当：入札係
内 線：1351、1353
直 通：092-332-2102

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者 東京都中央区日本橋本町4-12-19
佐藤工業株式会社 代表取締役社長 平間 宏
- 指名停止の期間 令和7年4月15日から令和7年5月14日まで（1月間）
- 事実概要
当該業者は、八女県土整備事務所発注の県道八女香春線合瀬耳納工区トンネル工事（1工区）において、覆工コンクリートの厚みが不足する粗雑工事を行ったため。
- 指名停止の理由
上記の事実は、糸島市指名停止等措置規程別表第1第3号の規定に該当する。
従って、本件については、指名停止1月間とする。

【指名停止等措置規程別表第1第3号（事故等に基づく措置基準に該当）】

措置要件	期 間
（過失等による粗雑工事） 3 前号に掲げるもの以外の工事等（以下「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上3月以内